

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月に「第2期神栖市スポーツ振興基本計画」を策定し、「市民ひとり・1スポーツのまち」をキャッチフレーズに「みんなで築く 生涯スポーツ都市かみす」の将来像の実現を目指して、これまで各種施策・事業を推進してきました。本計画は、令和11年度までの10年間を計画期間とし、本年度はその中間年度にあたることから、今回、本計画の見直しを実施するものです。

計画期間中は、世界的な感染症の蔓延を受けて、各種スポーツイベントの多くが中止となる中、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が1年遅れの令和3年に無観客ながらも無事開催され、近隣の茨城県立カシマサッカースタジアムでサッカー競技が実施されるとともに、本市でも神之池や市民体育館においてチュニジア共和国代表チームの事前合宿が実施されました。その後、感染症が落ち着きをみせるにつれて、スポーツに対する機運が以前にも増して高まっています。

また、本市では令和6年9月から、中学校における部活動は原則平日のみとし、休日は新たに創設した地域クラブ等での活動に展開する等、学生や地域のスポーツを取り巻く環境が大きく変化してきています。

本計画の策定にあたっては、このようなスポーツに対する機運の上昇とともに、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ推進計画、本市の総合計画や関連計画との整合性を図りながら、市民や市内スポーツ団体の意向も踏まえた上で、誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうるおいのあるスポーツ社会の実現と、スポーツツーリズムの推進により活気のあるまちづくりを目指して「第2期神栖市スポーツ振興基本計画」の見直しを行います。

2. 国・県・市の動き

(1) 国の動き

●第3期スポーツ基本計画

スポーツ基本計画は、「スポーツ基本法」第9条第1項の規定に基づき策定され、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、第3期スポーツ基本計画は令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間として策定しています。当該計画では、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催や、少子高齢化・ライフスタイルの変化等の社会環境の変化を受け、計画策定に向けた新たな視点を設けています。

◆スポーツ基本法（抜粋）平成23年制定

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

◆第3期スポーツ基本計画の新たな3つの視点

1. 「つくる／はぐくむ」

既存の枠組みや考え方のみにとらわれず、社会情勢や状況等に応じて、不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に応じた方法やルールを考え出し、創り出すような取り組みを促進・推進する。

○多様な主体が参加できるスポーツの機会創出

○自主性・自律性を促せるような指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成

○スポーツ界におけるDXの導入

2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場にある人々が、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しむ社会の実現をめざし、機運を醸成する。また、スポーツの機会の提供や社会経済の活性化にあたり、様々な人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の解決等に取り組む。

○スポーツを通した共生社会の実現

○スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通した我が国のスポーツ体制の強化

○スポーツを通した国際交流

3. 「誰もがアクセスできる」

誰もがスポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するために、その前提として、年齢や性別、障害、経済的事情、地域事情の差等によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、途中で理不尽・非合理に離れないような社会の実現や機運の醸成を図る。

○地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに楽しめる「場づくり」等の機会の提供

○アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

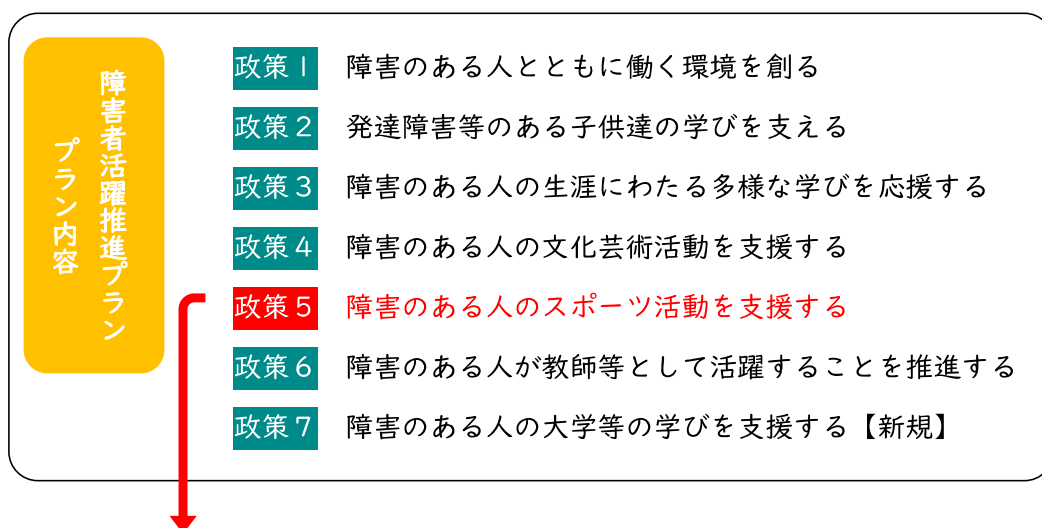
○本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないような継続的なアクセスの確保

(資料:「第3期スポーツ基本計画」令和3年度)

◆障害者活躍推進プラン

平成31年4月に文部科学省から「障害者活躍推進プラン」の概要が示されました。これは、「共生社会」の実現に向けた取り組みを加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、以下のとおりより積極的に進めるべき6つの政策プランからなっており、令和2年7月には新たに「高等教育の学びの推進プラン」が7つ目のプランとして追加されました。

その中で、政策5として「障害のある人のスポーツ活動を支援する」を掲げ、障害のある人がスポーツをする環境の整備や拠点の整備、スポーツ観戦のしやすさの向上を推進することとしています。



政策5 障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化

①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備

＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞

②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備

＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞

③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上

＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

●学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

本ガイドラインは、「運動部活動の地域移行に関する検討会議（令和４年）」等の提言を踏まえ、令和４年１２月に策定されました。

少子化が進む中、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保と適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するための国の考え方を提示しています。

- Ⅰ 学校部活動
- Ⅱ 新たな地域クラブ活動
- Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
- Ⅳ 大会等の在り方の見直し

（２）県の動き

①第２次茨城県総合計画

令和４年３月に、「第２次茨城県総合計画」（令和４年度～令和７年度）が策定されています。本計画では、基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、４つのチャレンジを示しています。

スポーツに関する取り組みは、産業や観光、学び・文化等の多岐にわたる政策において推進されています。

＜施策と主な取り組み＞

チャレンジ	政策	施策（主な取り組み）
Ⅰ 新しい豊かさ	２ 新産業育成と中小企業等の成長	施策１ 先端技術を取り入れた新産業の育成と新しい産業集積づくり (eスポーツ等のクリエイティブ産業との連携強化)
	４ ビジット茨城～新観光創生～	施策１ 稼げる観光地域の創出 (スポーツ体験等の自然を活かした魅力ある観光づくり)
Ⅱ 新しい安心安全	８ 障害のある人も暮らしやすい社会	施策１ 障害者の自立と社会参加の促進 (障害者スポーツイベントの開催や障害児・者による文化活動を発表する機会の創出)
Ⅲ 新しい人財育成	１１ 次世代を担う「人財」	施策１ 「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進 (健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動に親しむこと等を推進)
	１４ 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城	施策２ スポーツの振興と遊びのある生活スタイル (国内外で活躍するトップアスリートの発掘・育成・強化 プロスポーツクラブや関係団体等と連携した地域イベントの開催推進 地域スポーツにおける指導者の資質向上・総合型地域スポーツクラブ等の活性化支援 スポーツや余暇を楽しむことができる都市公園の魅力向上)

		地域資源のスポーツ等を活かした大規模な大会、イベント、お祭り等の開催、実施環境の整備を通し、遊びある楽しい生活スタイルの創出)
IV 新しい夢・希望	18 若者を惹きつけるまちづくり	施策2 若者を呼び込む茨城づくり (スポーツや余暇を楽しむことができる都市公園の魅力向上 地域資源のスポーツ等を活かした大規模な大会、イベント、お祭り等の開催、実施環境の整備を通し、遊びある楽しい生活スタイルの創出)
	20 活力を生むインフラと住み続けたいまち	施策2 人にやさしい、魅力あるまちづくり (プロスポーツクラブ等との連携や、若手アーティストの招へい等、スポーツや芸術を活用した取り組みの推進)

(出典：第2次茨城県総合計画 令和4年3月)

②茨城県 部活動の運営方針（改訂版）

県では令和元年に、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「県部活動の運営方針」を策定し、休養日・活動時間の設定や生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備の取り組みを開始しています。

令和4年12月の改定において、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や県の「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」を踏まえ、令和7年度末までに中学校における休日の学校部活動の指導に携わる教員をゼロにすることを目標に掲げ、地域移行期における当面の平日・休日の学校部活動についての方針を定めています。

本方針の狙いとする4つの柱として、「適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底」・「適切な運営のための体制整備」・「生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備」・「学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築」が示されています。

(3) 市の動き

①第3次神栖市総合計画

神栖市の最上位計画である「第3次神栖市総合計画（令和5年度～令和8年度）～魅力ある誇れる神栖市を目指して～」は、これまでのまちづくりの蓄積と豊富な地域資源を活かしながら、将来を見据えた持続可能なまちの発展を目指して、その実現に向けてのまちづくり推進のための指針として策定されました。

本計画の施策として、スポーツツーリズムの推進や公園利用者の安全・安心の確保、生涯健康スポーツの振興、スポーツ・レクリエーションによるまちの活力づくりの推進が示されています。

＜第3次神栖市総合計画内のスポーツ・レクリエーション関連施策＞

〔施策大綱〕 基本構想	＜分野別計画＞ 施策	主な取り組み
〔産業〕 地域の強みを活かした産業・観光を育てる	＜観光＞ スポーツツーリズムの推進	① スポーツ合宿の促進 ② スポーツイベントの充実 ③ 滞在型や通年型の観光の展開
〔都市基盤〕 良好な居住環境を整える	＜公園・緑地＞ 公園利用者の安全・安心の確保	① 都市公園等の維持管理の充実と機能強化
〔教育・文化〕 生涯にわたり学び続ける環境を整える	＜スポーツ・レクリエーション＞ 生涯健康スポーツの振興	① 健康づくりスポーツの普及
	＜スポーツ・レクリエーション＞ スポーツ・レクリエーションによるまちの活力づくりの推進	① スポーツ・レクリエーション活動の活発化 ② 関連団体への支援 ③ 指導人材の確保・育成の促進 ④ スポーツ・レクリエーション関連施設の充実、活用促進

（出典：第3次神栖市総合計画 令和5年度）

②神栖市地域クラブ活動移行推進計画

全国的に少子化が進む中、学校部活動の持続可能な運営がますます厳しくなる状況となっています。また、部活動指導においては学校の働き方改革が進む中、専門性や指導意思のない教員が顧問を務める従来の指導体制の是正を図ることが求められています。

本市では、生徒・教員にとって望ましい部活動とし、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するとともに、地域全体で多世代を含めた持続可能で多様な活動の振興を図るため、地域クラブ活動への移行を進めています。

本計画では、本市の地域クラブ活動における指導・運営体制を構築するため、以下に示す4つの要素についてそれぞれ取り組みを整理するとともに、令和7年度までのロードマップを整理しています。

＜本計画を構築する主要要素＞

移行計画・運営体制	指導者の在り方
✓ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備 ✓ スポーツ少年団やスポーツ協会、プロスポーツチームや民間事業者等との連携 ✓ 生徒のニーズにあった多様なスポーツ・文化芸術活動の環境の整備 ✓ 活動場所の確保及び学校体育施設の有効活用	✓ 地域クラブ指導者に必要な要素 ✓ 指導者研修の内容 ✓ 教員の兼職兼業の可能性
地域クラブの認証・評価制度	財源の確保(企業連携/受益者負担)
✓ 地域クラブ活動の数の精査 ✓ ガイドライン遵守事項 ✓ 地域クラブの認証に必要な事項 ✓ 評価基準の制定 ✓ 運営・活動の点検事項	✓ 企業協賛型・アクティベーション ✓ 学校体育施設の指定管理(収益化) ✓ 受益者負担の適正な価格検討

(出典：神栖市地域クラブ活動移行推進計画 令和5年度)

③神栖市運動施設等長寿命化計画

本計画では、神栖市が保有する運動施設の中長期的な維持管理費等を把握するとともに、事後保全から計画的な予防保全に転換を図るための目標使用年数や改修・更新周期等を具体的に定めています。

運動施設整備の課題として、施設の老朽化や劣化を踏まえた機能の充実や維持修繕費等の財政負担増大への対応のほか、近年のスポーツツーリズムの推進に向けた取り組み機運が高まっていることから、多様化する利用者ニーズも踏まえたストックの適正化が挙げられています。

④神栖市体育施設のリニューアルや施設の整備による活性化方策に関する調査研究

市内公共スポーツ施設を一体的にとらえ、既存施設の整備・リニューアルとその有効活用によるスポーツ振興を図るとともに、「スポーツタウン神栖」の実現に寄与することを目的に、公共スポーツ施設の整備・活用の検討がなされています。

施設のリニューアル整備として、『「観る」なら神栖・「する」なら神栖・「続ける」なら神栖』の3モデルを掲げ、「合宿誘致の推進」、「にぎわい拠点の創出」、「意識・行動の変容」の3点から、施設の利活用と地域活性化について示しています。



(出典：神栖市体育施設のリニューアルや施設の整備による活性化方策に関する調査研究 令和2年度)

⑤体育施設整備事業基本計画

本市では小学校及び中学校プールの老朽化が深刻であり、維持管理・修繕費も課題であったことから、令和元年度、学校プールの効果的かつ効率的なあり方を検討する、「神栖市学校プール管理基本構想」がとりまとめられました。地域の小学校・中学校の水泳授業の公営温水プールへの集約化を目的に、公営プールの整備・検討が進められています。



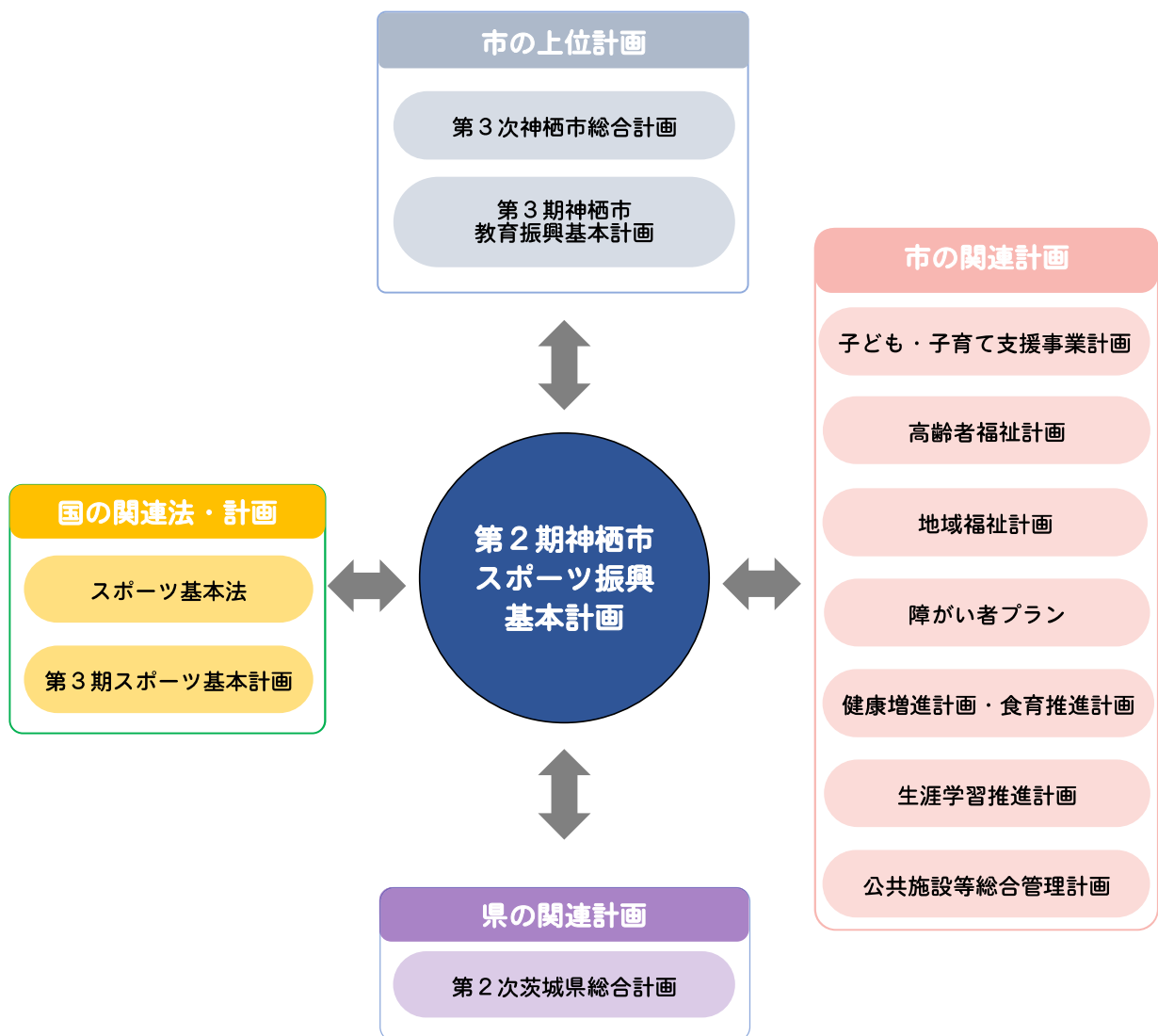
(出典：はさきマリンプールホームページ)

3. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第3次神栖市総合計画」及び「第3期神栖市教育振興基本計画」や他の関連計画との整合性を図るとともに、平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」並びに国の「第3期スポーツ基本計画」（令和4年3月策定）等の趣旨を踏まえ、本市のスポーツ振興や方向性、取り組み内容を計画的に推進するための指針を示すものです。

〈上位計画・関連計画との関係図〉



(2) 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10年間を計画期間とします。また、中間年度に当たる令和6年度に見直しを実施いたしました。

〈計画の期間〉

平成									令和											
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
神栖市スポーツ振興 基本計画 (平成22年度～平成26年度)					神栖市スポーツ振興 基本計画(後期計画) (平成27年度～令和元年度)															
										第2期神栖市スポーツ 振興基本計画 (令和2年度～令和6年度)					第2期神栖市スポーツ 振興基本計画 (後期計画) (令和7年度～令和11年度)					

